

成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定期間等について

厚生労働省 母子保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 従来、都道府県及び市町村の母子保健計画については、**「健やか親子21（第2次）」で示された課題や指標を基本として策定することとされてきた**※。

※母子保健計画策定指針（平成26年6月17日局長通知）。同指針には、「「健やか親子21（第2次）」の指標について、地域の母子保健水準や状況に応じた具体的な目標設定をする」旨の記載もあり。

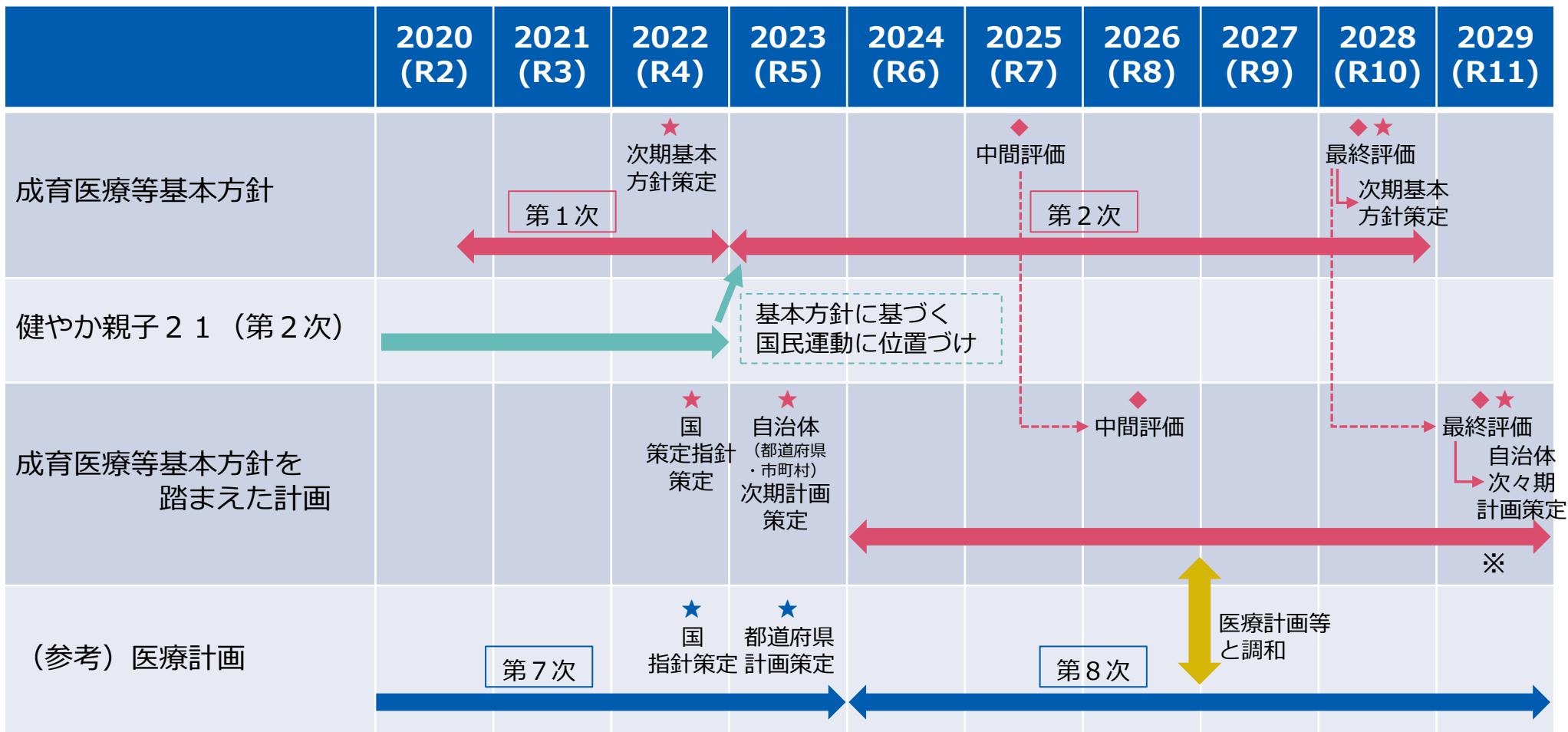
- 今般の成育医療等基本方針の見直しにより、国は、
 - ・ 地方公共団体における**基本方針を踏まえた計画策定等**の取組の推進
 - ・ 国・地方公共団体における施策の実施状況等に係る自己評価に資する指標の作成を行うこととされる見込みである。
- 令和3年12月の成育医療等協議会で示された「成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標」では、**アウトカム指標**（妊産婦死亡率、低出生体重児の割合等）を中心に設定※しているが、今般の成育医療等基本方針の見直しに伴い、都道府県や市町村の実効的な計画の策定に資するよう、**アウトカムに繋がる指標（アウトプット指標）**についても、厚労科研研究班で検討し、成育医療等協議会に提示することとなっている。

※第1次基本方針の目安の期間である令和4年度までの指標として設定。
- また、母子保健の国民運動として実施してきた「健やか親子21」については、今般、基本方針に基づく国民運動として位置付けられる見込みである。

成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定期間等について

医療計画等他の計画と調和を保った上での計画の策定が望ましいことから、**計画の策定期間については医療計画と同様の期間（2024～2029年度）**とすることが望ましい。（地域の実情に応じて適宜設定して差し支えない）

◆ 評価時点で入手可能な最新のデータを評価を実施。評価に資するよう、適切に目標値を設定



※ 医療計画の期間（2024～2029年度）については、一部、第2次成育医療等基本方針の期間（2023～2028年度）を外れる期間があるが、当該期間についても第2次成育医療等基本方針と整合的なかたちで基本方針を踏まえた計画を策定することを想定。

(参考) 成育基本法第19条第1項に基づき政令で定める計画

成育基本法第19条第1項

(医療計画等の作成に当たっての配慮等)

第19条 都道府県は、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

政令で定める計画(施行令第8条)

① 都道府県障害児福祉計画

(児童福祉法第33条の22第1項)

② 都道府県地域福祉支援計画

(社会福祉法第108条第1項)

③ 自立促進計画

(母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条第2項第3号)

④ 都道府県障害者計画

(障害者基本法第11条第2項)

⑤ 予防計画

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条第1項)

⑥ 都道府県男女共同参画計画

(男女共同参画社会基本法第14条第1項)

⑦ 都道府県基本計画

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項)

⑧ 都道府県健康増進計画

(健康増進法第8条第1項)

⑨ 都道府県食育推進計画

(食育基本法第17条第1項)

⑩ 都道府県障害福祉計画

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項)

⑪ 都道府県自殺対策計画

(自殺対策基本法第13条第1項)

⑫ 都道府県がん対策推進計画

(がん対策基本法第12条第1項)

⑬ 教育の振興のための施策に関する基本的な計画

(教育基本法第17条第2項)

⑭ 都道府県子ども・若者計画

(子ども・若者育成支援推進法第9条第1項)

⑮ 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

(子ども・子育て支援法第62条第1項)

⑯ 都道府県計画

(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項)

⑰ 都道府県アルコール健康障害対策推進計画

(アルコール健康障害対策基本法第14条第1項)

⑱ 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画

(ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項)

⑲ 都道府県循環器病対策推進計画

(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項)